

第3章 服装

(防具及び道着)

第4条：防具・道着・紅白明示標識は日本拳法全国連盟公認のものを使用しなければならない。

1. 防具の面・胴（内胴と外胴）・股当・グローブについては、日本拳法全国連盟防具規格（仕様書・日本拳法全国連盟 HP 参照）に則るものとする。道着の形状寸法・材質・重量・色種については、別途定める。
2. 試合者は、背中側の胴紐が交差する所に、紅白明示標識（P.14）の赤又は白を中央から二つ折にして取れないように括りつける。
3. 試合者は試合中に防具紐の結び目が解けないように堅確に着装しなければならない。
 - 1) 危害予防の上からも試合の前後には、防具を点検して万全な防具を身に付け、試合中に道着の帯、防具の紐が解けたり等、服装が乱れないよう着衣する。
4. 試合者は、面を着装する際にタオル（白色）等が面の外へ出ないようにする。
5. 男子は試合時、道着の下に下穿を除き何も着装してはいけない。但し、大会主催者がこれを必要と認めた場合を除く。
6. 女子のアンダーシャツの着用については白色で機能性がない物とする。
7. 小学4年生以上中学2年生以下の男女及び中学3年生女子は「少年ソフト面」を着装する。
(2019年1月追記)
8. **小学4年生以上の男女は股当てを着装する。=内規⑩（P. 42 2019年10月追記）**

第4章 勝負方法・試合の種類

(勝負方法)

第5条：本数の取り方によって、次の4つの勝負方法がある。

1. 一本勝負＝試合者のいずれかが先に一本取った者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。
2. 三本勝負＝試合者のいずれかが試合時間内に二本先取した者を勝ちとする。試合時間内に勝敗が決しない場合は、引き分けとする。但し、大会主催者側の意向で次の1)～3)のように定めることができる。
 - 1) 試合者の片方が一本を取ったままで試合時間が終了した場合は、一本を取った者を優勢勝にすることができる。
 - 2) 両名とも勝点のない場合は「警告1」をもって優勢勝ちとすることもできる。
 - 3) 延長戦を行うことができる。延長戦の試合は、三本勝負及び一本勝負がある。
延長戦でも決しないときは、判定で勝敗或いは引き分けを決めることもできる。
判定により勝敗を決する場合は、次に示す順番により判定する。
 - ①警告の有無
 - ②試合内容「優勢・劣勢」
 - ③技能
3. 本数勝負＝試合時間内に試合者双方が、取得した本数の総計により、勝敗を決める。
4. 回数勝負＝本数勝負を三回以上行い、その全回数を通じての本数の総計により勝敗を決める。

(個人の試合)

宣告例

(A) 警告の宣告	「①反則の内容…場外	②警告の回数…警告1回」
(B) 反則一本の宣告	「①反則の内容…防具脱落	②反則一本」
(C) 失格の宣告	「①反則の内容…危険行為	②失格」

第9章 罰則

(罰則)

第21条：反則を行った試合者に対して、次の罰則を与える。

1. 第20条(A)の反則者には「警告1」を科す。2回行ったときは「反則一本」を科し相手に一本を与える。
2. 第20条(B)の反則者には「反則一本」を科し相手に一本を与える。
3. 第20条(C)の反則者には審判員の合議の上「失格」とする。
4. 上記3項目に該当する行為であっても、その反則行為の内容・程度により審判員は合議の上で「警告1」から「失格」まで適用することができる。
5. 試合場において、試合者又は同伴者が審判員又は対戦相手等に、著しく不遜なる振る舞い並びに品性を欠く言動を為した場合、合議の上、審判長の判断により試合者又は当該チームを「失格」とすることができる。

(補則)

第22条 1. 危険行為等で試合者に「警告」から「失格」を科す前に、危害防止のため試合中に危険と思われることが見受けられたら、直ちに静止してその試合者に指導する。

2. 「反則行為」と「1本」の判定が同時に生じたときは、原則、「1本」の判定を優先する。ただし、「失格」は全てにおいて優先する。(2019年10月追記)

第10章 負傷対応

(負傷対応)

第23条：試合中に負傷者が出て、試合を継続することができなくなったときは、次の処置をとる。

1. 負傷が、全く負傷者自身の動作又は不注意に原因し、相手がこれに関係の無いときは負傷者の負けとする。
2. 負傷が、相手の「第20条」に定める反則行為による動作に原因し、負傷者に過失が無いと認められたときは、負傷させた試合者を負けとする。
3. 負傷者が試合を辞するときは、審判員は試合を中止させて負傷者を負けとする。
4. 負傷にあらざるも、試合者が試合を辞するときは負けとする。
5. 事故等によって試合を棄権する場合、棄権を申し出た試合者を負けとする。
6. 負傷者の包帯・テーピング・サポーター類の着装は、事前に医師の診断書が提出されているか又は、大会主催者側が認めた場合は着装を認め、その箇所での加撃も有効とする。
7. 負傷により勝ち残った試合者が、当日に以降の試合へ出場することは原則として認めない。但し、大会主催者の意向により変更することができる。

図 13



内規⑦ 少年ソフト面の脱落放乱は「警告」とはならない。(2019年1月追記)

内規⑧ 1) 紅白の付け間違いや規定外の物は交換させ「警告」としない。(2019年1月追記)

2) 帯は必ず再着装させてから試合させる。(2019年1月追記)

内規⑨ 1) 脱落放乱後の着装については任意とする。なお、1度取り外して試合を続行した後の再着装は認めない。(2019年1月追記)

2) 認定規格以外の使用は「失格」とする。(2019年1月追記)

内規⑩ 1) 試合者が正当な理由なく試合を中断させ、後に競技を継続する場合、中断した試合者には合議の上、「反則一本」から「失格」の罰則を与える。(2019年1月追記)

2) 非積極的（攻撃しない等）な試合者には、まず、「指導」を行う。指導後、改善の見られない場合は、その程度により合議の上「警告」から「失格」までの範囲で罰則を科す。

(2019年1月追記)

3) 一本先取した試合者が時間経過を待つように非積極的行動を取った場合は上記2)項目を適用する。(2019年1月追記)

内規⑪ 小学4年生以下でも保護者や本人から股当ての着装の希望があるときは使用可とする。(2019年4月追記)

写真協力 立命館大学日本拳法部
親和会道場
吹田市日本拳法連盟